

行徳支所・市川市行徳公会堂敷地キッチンカー・露店等出店取扱要領

1. 目的

本事業は、市川市（以下「市」と言う。）が行徳支所及び市川市行徳公会堂（以下「行徳文化ホール」と言う。）の敷地を活用して多様な食の提供機会と地域の賑わいを創出し、併せて市が導入しているデジタル地域通貨「ICHICO（イチコ）」の普及を推進するために、キッチンカーや露店等の出店事業者を募集することを目的とする。

2. 出店事業者

本事業で出店募集の対象とする事業者は、以下のいずれかの区分に該当する法人または個人とする。

(1) キッチンカー

自ら所有する車両、または自らを使用者としたカーリース契約において借受けた車両を用い、食品の販売を営んでいるもの。

(2) 露店

市川市デジタル地域通貨加盟店規約に基づいてデジタル地域通貨「ICHICO」加盟店としての登録を行い、食品または物品の販売を営んでいるもの。

3. 出店場所

本事業においてキッチンカーや露店等を出店できる場所は、別に定める範囲内において、市が決定するものとする。

4. 販売品目

出店事業者が販売できる品目は以下のとおりとする。

(1) キッチンカー

「自動車による調理営業・販売業」として保健所の許可を得ている飲食物（酒類を除く。）

(2) 露店

ア 販売品目に応じた営業許可を得ている飲食物（酒類を除く。また、調理行為を伴わないものに限る。）

イ 食品以外の物品

5. 出店に係る手続き

(1) 資格要件

出店事業者は以下のすべての要件を満たすものとする。

ア 市川市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等または同条例第9条に規定する暴力団密接関係者でないこと。

イ 生産物賠償責任保険（PL保険）に加入していること。

ウ 飲食物を販売品目とする場合は、有効な食品衛生責任者の資格を有していること。

エ キッチンカーで出店する場合は、保健所が発行する自動車による食品営業に係る営業許可（調理

営業又は販売業若しくはその両方）を取得していること。

オ カーリース契約において借受けた車両を用いてキッチンカーとして出店する場合は、車検証の使用者欄に記載された者と、営業許可証の名義人が原則として同一であること。

(2) 事前登録申請

出店を希望する事業者は、市が指定する方法で次の書類を提出し、事前登録の申請を行うものとする。

ア キッチンカーで出店する場合

- ・有効な営業許可証の写し（市川市内で営業を行うために必要な許可証）
- ・有効な車検証の写し
- ・生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入していることを証明する書類等の写し
- ・食品衛生責任者の資格を証明する書類等の写し

イ 露店で出店する場合

- ・生産物賠償責任保険（PL 保険）の証明書の写し
- ・有効な営業許可証の写し（市川市内で営業を行うために必要な許可証）

※飲食物を販売する場合

(3) 登録

前項による事前登録の申請があった場合、市は内容の審査を行い、出店を希望する事業者に対しその結果を通知するものとする。

(4) 出店の申込み

ア 事前登録済みの事業者は、市が公式 Web サイト等に提示する出店可能日時及び区画数の一覧を閲覧し、出店を希望する日時を選択して申込みを行うものとする。

イ 事業者は出店申込みにあたり、以下の情報を入力するものとする。

- ・当日の現場責任者氏名と連絡先
- ・具体的な販売品目
- ・その他特記事項（特別な配慮が必要な場合など）

ウ 出店申込みは随時可能とするが、各出店日において 1 ヶ月前を申込みの締切とする。

エ 出店事業者の決定は原則として先着順とする。ただし、1 つの事業者が多数の申込みを行い、出店日を独占するような事態が生じた場合は、公平性を期すため、出店に制限を設けることがある。

オ 出店申込みは、行政財産（行徳支所・市川市行徳公会堂）の目的外使用許可申請を兼ねるものとする。

6. 出店に係る料金

(1) 市川市使用料条例（平成 11 年条例第 39 号）第 3 条第 5 項の規定により、出店事業者は行政財産の目的外使用許可に係る使用料を納付するものとする。

(2) 使用料の納付方法及び期限は、出店事業者の決定時に別途市より指示する。

(3) 出店事業者の決定後に、事業者に起因する理由で出店を取り消したときは、やむを得ない事情と市が判断した場合を除き、原則として納付済みの使用料は還付しない。

(4) 出店を取り消した場合や、出店時間が申込み時の想定より短くなった場合においては、使用料の還付の有無に関わらず、材料費、人件費、売上げなど一切の損失について、市は補填或いは保証

を行わないものとする。

7. 出店条件（許可条件）

出店にあたり、市が定める遵守事項は以下のとおりとする。

(1) 出店者の責務

- ア 出店者は、出店に関する一切の責任を負うこと。
- イ 出店に伴い発生した事故や苦情等のトラブルについては、出店者が責任をもって迅速かつ誠実に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を速やかに市に報告すること。
- ウ 営業中及び撤収時に発生したすべてのゴミ（調理くず、梱包材、お客様から返却された容器包装などを含む）は、分別を行った上で、全量持ち帰ること。
- エ 出店者は、加入している PL 保険等に基づき、出店に伴い発生した施設への損害及び第三者への損害について、一切の賠償の責を負うものとする。

(2) 出店場所

- ア キッチンカーの内部以外にテント、焼き台、フードショーケース等を設置しないこと。
- イ 出店区画は、市が指定した範囲を厳守すること。
- ウ 舗装等を破損・汚損させた場合は、原状回復費用を負担すること。
- エ キッチンカー及び備品等の破損、紛失等について、市は一切責任を負わないため、各自の責任において管理すること。

(3) 搬入・設営・搬出・撤収について

- ア 搬入・設営及び搬出・撤収は、出店申請時に市が通知した指定の時間帯を厳守すること。
- イ 指定時間内であれば、準備や片付けの状況に応じて、指定された開始時刻より遅れての営業開始や、終了時刻より早めの営業終了も可能とする。ただし、他の出店者や施設利用者への配慮を怠らないこと。
- ウ 車両の進入経路、駐車場所（一時的なものを含む）については、別途市が示す図や指示に従うこと。指定場所以外への駐車や、許可のない場所での長時間の車両待機は固く禁止する。
- エ 敷地内を車両で移動する際は、ハザードランプを点灯させ、施設利用者や通行人を最優先とし、常に徐行運転を心がけること。

(4) 火気及び発電機の使用について

- ア 消防法に定める対象火気器具等を使用する場合は、事前に市川市南消防署に「露店等の開設届出書（様式第 12 号の 2）」を提出し、出店時には消火器を準備すること。なお、届出内容については、市職員または施設管理者が確認を求める場合がある。
- イ 敷地内の電気、水道の利用は原則として許可しない。営業に必要な電気（発電機等）、水（タンク等）は出店者自身で用意すること。

(5) 営業中の遵守事項

- ア 事業者登録時に届け出た PL 保険（生産物賠償責任保険）の有効期限を確認し、営業中は常に有効な状態を維持すること。また、食品衛生法に基づく営業許可を取得し、営業中は食品衛生責任者を必ず配置するか、資格保持者が責任をもって衛生管理に従事すること。これらの状況について、市職員または施設管理者が確認を求める場合がある。
- イ 食品の取り扱いについては、食品衛生法及び関連法令を遵守し、食中毒予防（適切な手洗い、食

材の温度管理、十分な加熱調理、異物混入防止等）及び一般的な衛生管理（調理器具の洗浄・消毒、施設・設備の清掃等）を徹底し、販売品の品質確保に努めること。食中毒等の予防のため、必要に応じて保健所による改善指導が行われる場合がある。

(6) その他

ア 本要領に記載のない事項についても、市または行徳文化ホール職員が、本事業の円滑な運営や安全管理、施設管理のために必要な指示を行った場合は、その指示に従うこと。また、別紙注意事項も遵守すること。

イ その他関連法令を遵守すること。

ウ その他不明な点については、市の担当部署と協議すること。

8. 使用許可の取消

次の各項のいずれかに該当するときは、市は出店場所に係る行政財産の目的外使用許可を取り消し、または許可内容を変更することができるものとする。なお、この場合において納付済みの使用料があるときの取り扱いは、「6. 出店に係る料金」(3)に準じるものとする。

(1) 許可に係る出店場所を市川市が公用又は公共用に供する必要が生じたとき

(2) 荒天が予想されるなど、来場者や施設利用者の安全を確保する必要があるとき

(3) 出店者が納付期限までに使用料を支払わなかったとき。

9. 事業者登録の取消

次の各項のいずれかに該当するときは、市は事業者登録を取り消すことができるものとする。

(1) 登録申請の内容に虚偽があったとき。

(2) 出店予定日の直前での出店の取り止めや無断での出店の取り止めを繰り返したとき。

(3) 本要領や市の指示、その他関連法令に違反した場合、またはその他出店者として不適格と市が判断したとき。

10. その他

本要領の内容は、関係法令の改正や社会情勢の変化、その他必要に応じて改定される場合がある。その場合は、事前に登録メールアドレスへの通知または市のウェブサイト等で告知する。

11. 問い合わせ先

住所	市川市末広1丁目1番31号
担当	行徳支所 総務課
メールアドレス	gyotoku-somu@city.ichikawa.lg.jp
電話	047-359-1114